

長崎シーボルト同窓会助成規程

目的

第1条 本規程は、長崎シーボルト同窓会会則第2条に基づく「会員相互の親睦をはかる事業」の一環として、同窓会員が主催する各種の会合やイベント（以下、「懇親会等」という。）に対し助成することにより、卒業後における同窓会員相互の親睦交流の深化、または同窓会員の知識・技術の向上に支援することについて定める。

対象

第2条 助成の対象は、次のすべてを満たす懇親会等とする。

- 1 同窓会正会員を対象として開催すること。
- 2 同窓会正会員が8名以上参加すること。
- 3 報告書の内容や写真をウェブサイトやSNS、会員システム（以下、「ウェブサイト等」という。）に掲載することに同意すること。

助成の基準

第3条 懇親会等への助成は、次のとおりとする。

- 1 助成は同窓会正会員を対象とする。
- 2 助成金額は、次の計算式により算出する。
2,000円×同窓会正会員（卒業生）参加者数
ただし、実際に要した費用を上限とし、同日に参加できる懇親会等は1回とする。
- 3 助成は先着順とし、当該年度の予算を全て支出した場合には打ち切りとする。
- 4 同一同窓会正会員が複数の懇親会に参加することは妨げない。
- 5 助成対象と認められる費目は以下のとおりとする。尚、領収書を必須とする。
 - (ア) 飲食費
 - (イ) 会場費
 - (ウ) 謝金
 - (エ) 消耗品費（懇親会等開催にあたって必要なものに限る）
 - (オ) その他同窓会事務局が事前に認めた費用

申請

第4条 助成を希望する懇親会等の主催者は、開催日の2週間前までに所定の方法にて申請書を同窓会事務局へ提出しなければならない。

助成の決定

第5条 助成は、同窓会事務局の確認を経て同窓会長が決定する。

報告

第6条 助成の決定を受けた懇親会等の主催者は、開催日から1週間以内に報告書および領収書、集合写真を所定の方法にて同窓会事務局へ提出しなければならない。

- 2 同窓会事務局は直近の理事会に報告する。

助成の交付

第7条 長崎シーボルト同窓会は、報告書の受領後1週間以内に助成金を支給する。

情報公開

第8条 長崎シーボルト同窓会は、ウェブサイト等において、助成した懇親会等を公表する。

2 公表する内容は、懇親会名、開催日時、開催場所（エリアまで）、参加人数、集合写真、感想とし、個人情報の公表はおこなわないものとする。

規程の改廃

第9条 この規程の改廃は、長崎シーボルト同窓会総会または同理事会の議によりおこなう。

附則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、令和6年6月1日から施行する。